

## 指定管理者選定委員会について

### 1 指定管理者の候補者の選定

指定管理者制度は、平成 15 年の地方自治法の改正により創設された制度で、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設に民間の能力を活用し、住民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的としています。

指定管理者を指定しようとするときは、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、あらかじめ議会の議決を経なければならないとされ、そのためには指定管理者の候補者を選定する必要があります。

指定管理者の候補者の選定については、鴨川市附属機関等設置条例の規定により設置する指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において行います。

### 2 選定委員会の設置

指定管理者の候補者を公平かつ適正に選定するため、「鴨川市附属機関等設置条例」に基づき選定委員会を設置します。

選定委員会は、申請者から提出された申請書、事業計画書等について、選定基準に基づき、施設の設置目的等に応じて、市民の平等利用の確保や管理能力について総合的に判断し、指定管理者の候補者として適しているかを審査します。

なお、最終的な候補者の決定は、選定委員会の審査結果に基づき、市長が行います。

### 3 選定委員会会議録の公開

選定委員会の会議録については、指定管理者候補者の選定過程の透明性を確保するため、法人情報等の不開示情報等に留意して公開することとします。

なお、会議録の調製方法については、要点記録とし、発言に係る委員名及び内容については会議録に記載することとします。

### 4 審査の方式

審査の方式については、「鴨川市公の施設に係る指定管理者の指定に関する事務取扱基準」において、原則として総合点数方式（あらかじめ設定した評価項目について点数化し、その合計が最も高い団体を選定する方法）で行うこととされています。

### 5 具体的な審査方法について

#### （1）総合点数方式

選定委員会による審査は、施設所管課による説明、申請者によるプレゼンテーションを踏まえ、申請者から提出された申請書、事業計画を記載した書類等の内容を審査

し、指定管理者候補者選定審査表に掲げる各審査内容について、適否の判定及び5段階評価による採点を行うものとします。

① 審査表の上表・選定基準について

- 事業計画書、団体の活動内容等を記載した書類等に基づき、
- ア 公の施設としての設置目的を理解しているか
  - イ 事業者が提案した管理運営方針が市の政策や施策等に反していないか
  - ウ 事業計画等の内容が収益事業等の特定の事業に偏っていないか
  - エ 施設の利用が一部の利用者に偏った計画となっていないか

の4つの事項に主眼を置き、全ての利用者に対して公正中立な対応ができる団体であるかについて総合的に判断して適否の判定をするものとします。

なお、この選定基準は、公の施設を管理する上で最も重要な項目であることから、適否の判定により行うものであり、委員ごとの審査表への記入は行わず、委員の協議による選定委員会の総意により「適・否」の判定を行うものとします。

選定委員会で「適」と認められた場合に、以下②の選定基準の項目についての審査を行います。

② 審査表の下表・選定基準の1、選定基準の2について

各審査項目について、5段階評価による採点とし、その採点基準は次のとおりとします。

採点基準	配点	
	一般項目	重要項目(○)
【A】優秀である（高度の能力を有している）	5点	× 2倍
【B】満足できる（十分な能力を有している）	4点	
【C】平均的である	3点	
【D】劣っている（能力が乏しい）	2点	
【E】著しく劣っている（能力が非常に乏しい）	1点	

③ 評価点

審査結果の公表は、次の評価点をもって行うこととします。

$$\text{評価点} = \frac{\text{総得点} (\text{全委員の審査表の採点の合計点})}{\text{審査表の配点の合計点} \times \text{委員数}} \times 100$$

※ 小数点以下四捨五入とします。

④ 失格

評価点が60点に満たない場合は失格とし、指定管理者の候補者として選定しないものとします。

※ 審査結果が平均点に達していることを選定の最低基準としたものです。

(例) 審査項目（一般項目10・重要項目4）14項目について、採点が全て「【C】平均的である。(3点)」であった場合

$$\text{評価点} = \frac{\text{得点} \quad (3 \text{点} \times 10 = 30 \text{点}) \\ \text{（} 6 \text{点} \times 4 = 24 \text{点} \text{）} \\ \text{計} \quad 54 \text{点}}{\text{配点} \quad (5 \text{点} \times 10 = 50 \text{点}) \\ \text{（} 10 \text{点} \times 4 = 40 \text{点} \text{）} \\ \text{計} \quad 90 \text{点}} \times 100 = 60 \text{点}$$

## ○鴨川市附属機関設置条例

平成31年3月25日

条例第4号

### (趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるものほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第14条の規定に基づく附属機関(以下「附属機関」という。)の設置に關し必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 市長(水道事業管理者の権限を行う市長を含む。以下同じ。)及び教育委員会の附属機関として別表に掲げる附属機関を置く。

- 2 前項の附属機関において担任する事務並びに当該附属機関の組織並びに委員の定数、構成及び任期は、それぞれ別表各欄に定めるとおりとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委嘱等)

第3条 委員は、市長(教育委員会の附属機関にあっては、教育委員会。第6条において同じ。)が委嘱し、又は任命する。

- 2 委員は、再任を妨げない。

### (会長、副会長等)

第4条 会長又は委員長(以下この条及び次条において単に「会長」という。)及び副会長又は副委員長(第3項において単に「副会長」という。)は、委員の互選により定める。

- 2 会長は、附属機関を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。この場合において、副会長が2人以上あるときは、あらかじめ会長が定めた順序で、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 附属機関の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の会議への出席を求める、意見若しくは説明を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

5 前各項に規定するもののほか、会議の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(鴨川市特別職報酬等審議会条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 鴨川市特別職報酬等審議会条例(平成17年鴨川市条例第39号)

(2) 鴨川市文化施設運営協議会設置条例(平成17年鴨川市条例第86号)

(3) 鴨川市スポーツ推進審議会設置条例(平成17年鴨川市条例第91号)

(4) 鴨川市水道事業運営委員会設置条例(平成17年鴨川市条例第145号)

(5) 鴨川市立国保病院運営協議会設置条例(平成17年鴨川市条例第148号)

(6) 鴨川市総合計画審議会設置条例(平成17年鴨川市条例第161号)

(7) 鴨川市予防接種健康被害調査委員会設置条例(平成18年鴨川市条例第3号)

(8) 鴨川市子ども・子育て会議設置条例(平成26年鴨川市条例第1号)

(鴨川市学校給食センター設置条例の一部改正)

3 鴨川市学校給食センター設置条例(平成17年鴨川市条例第79号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(鴨川市立図書館設置条例の一部改正)

4 鴨川市立図書館設置条例(平成17年鴨川市条例第82号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(鴨川市市民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

5 鴨川市市民会館の設置及び管理に関する条例(平成17年鴨川市条例第97号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(鴨川市介護保険条例の一部改正)

6 鴨川市介護保険条例(平成17年鴨川市条例第116号)の一部を次のように改正する。

〔次のように〕 略

(鴨川オーシャンパークの設置及び管理に関する条例の一部改正)

7 鴨川オーシャンパークの設置及び管理に関する条例(平成17年鴨川市条例第135号)の一部を次のように改正する。

〔次のように〕 略

(鴨川市消防条例の一部改正)

8 鴨川市消防条例(平成17年鴨川市条例第150号)の一部を次のように改正する。

〔次のように〕 略

(鴨川市企業立地及び雇用の促進に関する条例の一部改正)

9 鴨川市企業立地及び雇用の促進に関する条例(平成26年鴨川市条例第2号)の一部を次のように改正する。

〔次のように〕 略

(経過措置)

10 この条例の施行の際現に附則第2項の規定による廃止前のそれぞれの条例の規定により置かれている附属機関及び附則第3項から前項までの規定による改正前のそれぞれの条例の規定により置かれている附属機関は、それぞれこの条例の規定により置かれる同一の名称の附属機関となり、同一性をもって存続するものとする。

11 この条例の施行の際現に別表に掲げる附属機関と同一の名称の合議体(以下「従前の附属機関等」という。)の委員である者は、この条例の施行の日に、それぞれ同表に掲げる附属機関の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、当該委嘱され、又は任命されたものとみなされる委員の任期は、第2条第2項の規定にかかわらず、同日における当該従前の附属機関等の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

12 前項の規定により附属機関の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなされた者の数が別表に定める委員の定数を超える附属機関にあっては、第2条第2項の規定にかかわらず、当該者の任期に限り、当該者の数をもって委員の定数とする。

13 この条例の施行の際現に従前の附属機関等の会長若しくは委員長又は副会長若しくは副委員長の職にあるものは、それぞれ別表に掲げる同一の名称の附属機関の会長若しくは委員長又は副会長若しくは副委員長として互選により定められたものとみなす。

14 平成33年3月31日までの間、別表1市長の附属機関の表鴨川市立国保病院運営協議会の項定数の欄中「7人」とあるのは「10人」と、同項構成の欄中「市議会の議員 2人」とあるのは「市議会の議員 3人」と、「識見を有する者 3人」とあるのは「識見を有する者 5人」とする。

附 則(令和元年12月26日条例第35号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(鴨川市附属機関設置条例の一部改正に伴う経過措置)

第9条 この条例の施行の際現に前条の規定による改正前の鴨川市附属機関設置条例(以下この条において「旧条例」という。)別表2教育委員会の附属機関の表鴨川市学校給食センター運営委員会の項構成の欄第1号に掲げる委員(以下この条において「旧委員」という。)である者は、この条例の施行の日に、前条の規定による改正後の鴨川市附属機関設置条例(以下この条において「新条例」という。)別表2教育委員会の附属機関の表鴨川市学校給食センター運営委員会の項構成の欄第1号に掲げる委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委嘱されたものとみなされる委員の任期は、新条例第2条第2項の規定にかかわらず、同日における旧委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2 この条例の施行の際現に旧条例別表2教育委員会の附属機関の表に掲げる鴨川市学校給食センター運営委員会の会長又は副会長の職にあるものは、それぞれ新条例別表2教育委員会の附属機関の表に掲げる鴨川市学校給食センター運営委員会の会長又は副会長として互選により定められたものとみなす。

附 則(令和2年3月27日条例第10号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年12月28日条例第26号)

(施行期日)

1 この条例は、令和4年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される鴨川市空家等対策審議会の委員の任期は、改正後の第2条第2項及び別表1市長の附属機関の表鴨川市空家等対策審議会の項任期の欄の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。

(鴨川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 鴨川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年鴨川市条例第37号)の一部を次のように改正する。

〔次のように〕 略

附 則(令和4年9月30日条例第12号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(鴨川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 鴨川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年鴨川市条例第37号)の一部を次のように改正する。

〔次のように〕 略

附 則(令和4年9月30日条例第15号)

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(鴨川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 鴨川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年鴨川市条例第37号)の一部を次のように改正する。

〔次のように〕 略

附 則(令和5年3月31日条例第7号)

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(鴨川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 鴨川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年鴨川市条例第37号)の一部を次のように改正する。

〔次のように〕 略

附 則(令和5年3月31日条例第12号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年12月27日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年3月29日条例第6号)

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(鴨川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 鴨川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年鴨川市条例第37号)の一部を次のように改正する。

〔次のように〕 略

附 則(令和6年12月19日条例第27号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(鴨川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 鴨川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年鴨川市条例第37号)の一部を次のように改正する。

〔次のように〕 略

附 則(令和7年6月30日条例第19号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(鴨川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 鴨川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年鴨川市条例第37号)の一部を次のように改正する。

〔次のように〕 略

別表(第2条関係)

#### 1 市長の附属機関

名称	担任する事務	組織	定数	構成	任期
鴨川市男女共同参画推進審議会	市長の諮問に応じ、男女共同参画に関する事項について調査審議を行うこと。	会長1人、副会長1人及びこれら以外の委員	8人以内	識見を有する者	2年
鴨川市総合計画審議会	市長の諮問に応じ、総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略に関する事項について調査審議を行うこと。	会長1人、副会長1人及びこれら以外の委員	15人以内	(1) 産業、行政、教育、金融、労働及び報道の関係者 のうち市長が	委嘱の日から諮問に係る調査審議が

				必要と認める者 (2) 識見を有する者	終了するまで
鴨川市 地域公共交通 会議	市長の諮問に応じ、重要な地域公共交通施策に関する事項について調査審議を行うこと及び道路運送法(昭和26年法律第183号)に基づき必要となる事項、国庫補助金交付に必要な交通計画の策定に関する事項等について協議を行うこと。	会長1人、副会長1人及びこれら以外の委員	19人以内	道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第4条の2第1項各号及び第2項各号並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第2項各号に掲げる者のうち市長が必要と認める者	2年
鴨川市 企業立地促進 審議会	市長の諮問に応じ、企業の立地及び雇用の促進に関する各種施策について調査審議を行うこと。	会長1人、副会長1人及びこれら以外の委員	7人以内	識見を有する者	2年
鴨川市 特別職報酬等 審議会	市長の諮問に応じ、議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料額について調査審議を行うこと。	会長1人、副会長1人及びこれら以外の委員	6人	(1) 市の区域内の公共的団体等の代表者 3人 (2) 識見を有する者 3人	2年
鴨川市 行政改革推進 委員会	市長の諮問に応じ、行政改革に関する事項について調査審議を行うこと。	会長1人、副会長1人及びこれら以外の委員	7人以内	識見を有する者	委嘱の日から諮問に係る調査審議が終了するまで
鴨川市	市長の諮問に応じ、消防団に関する事項について調査審議を行うこと。	委員長1人	7人以内	(1) 消防の関係	2年

消防委員会	する事項について調査審議を行うこと。	人、副委員長1人及びこれら以外の委員	内	者 (2) 識見を有する者	
鴨川市介護保険運営協議会	市長の諮問に応じ、介護保険法(平成9年法律第123号)第117条に規定する介護保険事業計画及び老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8に規定する老人福祉計画の策定又は変更並びに介護保険サービス等に関すること、地域包括支援センターの運営に関すること並びに地域密着型サービスの指定等に関することについて調査審議を行うこと。	会長1人、副会長1人及びこれら以外の委員	7人以内	(1) 住民を代表する者 (2) 被保険者を代表する者 (3) 介護保険に係るサービス事業の関係者 (4) 保健医療及び社会福祉の関係者 (5) その他市長が必要と認める者	3年
鴨川市予防接種健康被害調査委員会	市長の諮問に応じ、予防接種(予防接種法(昭和23年法律第68号)の規定に基づき行う予防接種及び市長が必要と認めて行う予防接種をいう。)に関する健康被害の発生に際し、当該事例について医学的見地から調査審議を行うこと。	委員長1人、副委員長1人及びこれら以外の委員	5人	(1) 千葉県が選定する専門医師 (2) 公益社団法人安房医師会の会長 (3) 千葉県安房保健所の所長 (4) 学識経験を有する者	2年
鴨川市健康づくり推進協議会	市長の諮問に応じ、市民の総合的な健康づくりのための計画の策定及び推進について調査審議を行うこと。	会長1人、副会長1人及びこれら以外の委員	7人以内	(1) 保健医療の関係者 (2) 識見を有する者	2年

鴨川市 老人ホーム入所判定委員会	市長の諮問に応じ、老人福祉法第11条第1項第1号及び第2号の規定による措置の開始、変更又は廃止について調査審議を行うこと。	委員長1人、副委員長1人及びこれら以外の委員	5人	(1) 千葉県安房保健所の所長 (2) 医師 (3) 老人福祉施設の長 (4) 地域包括支援センターの長 (5) 老人福祉を担当する市の職員	2年
鴨川市 地域福祉推進会議	市長の諮問に応じ、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条第1項に規定する地域福祉計画の策定及び推進について調査審議を行うこと。	委員長1人、副委員長1人及びこれら以外の委員	7人以内	(1) 福祉団体の関係者 (2) 識見を有する者	2年
鴨川市 子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること。	会長1人、副会長1人及びこれら以外の委員	10人以内	(1) 子どもの保護者 (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 (3) 関係機関及び団体を代表する者 (4) 識見を有する者	2年
鴨川市 農業振興地域整備協議会	市長の諮問に応じ、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第1項に規定する農業振興地域整備計画の策定及び変更について調	会長1人、副会長1人及びこれら以外の委員	7人以内	(1) 農業に従事する者 (2) 農林業の関係団体を代表する者	2年

	査審議を行うこと。			(3) 識見を有する者	
鴨川市 観光振 興検討 委員会	市長の諮問に応じ、新たな観光振興施策及びそのための財源の在り方について調査審議を行うこと。	会長1人、副会長1人及びこれら以外の委員	7人以内	(1) 観光業の関係者 (2) 宿泊業の関係者 (3) 経済団体の関係者 (4) 関係行政機関の職員 (5) 識見を有する者	委嘱の日から諮問に係る調査審議が終了するまで
鴨川オ ーシャ ンパー ク運営 委員会	市長の諮問に応じ、鴨川オーシャンパークの運営に関する事項について調査審議を行うこと。	会長1人、副会長1人及びこれら以外の委員	7人以内	識見を有する者	委嘱の日から諮問に係る調査審議が終了するまで
鴨川市 空家等 対策審 議会	市長の諮問に応じ、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第7条に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項について調査審議を行うこと。	会長1人、副会長1人及びこれら以外の委員	7人以内	(1) 弁護士、司法書士又は行政書士の資格を有する者 (2) 宅地建物取引士、不動産鑑定士又は土地家屋調査士の資格を有する者 (3) 建築士の資格を有する者 (4) 福祉の関係者	2年

(5) 関係行政機関の職員					
鴨川市立国保病院運営協議会	市長の諮問に応じ、病院事業の運営に関する事項について調査審議を行うこと。	会長1人、副会長1人及びこれら以外の委員	7人以内	識見を有する者	2年
鴨川市水道事業運営委員会	市長の諮問に応じ、水道事業の運営に関する事項について調査審議を行うこと。	会長1人、副会長1人及びこれら以外の委員	7人以内	識見を有する者	2年
鴨川市スポーツ推進審議会	市長の諮問に応じ、スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第10条第1項に規定するスポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項及び同法第35条に規定する補助金の交付について調査審議を行うこと。	会長1人、副会長1人及びこれら以外の委員	7人以内	識見を有する者	2年
鴨川市指定管理者選定委員会	市長の諮問に応じ、市長が定める公の施設の指定管理者(地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)の候補者について調査審議を行うこと。	会長1人、副会長1人及びこれら以外の委員	5人	(1) 調査審議を行う公の施設に關し識見を有する者 3人 (2) 市長が指定する職員又は関係行政機関の職員 2人	委嘱又は任命の日から諮問に係る調査審議が終了するまで

## 2 教育委員会の附属機関

名称	担任する事務	組織	定数	構成	任期
鴨川市教育支	教育委員会の諮問に応じ、児童生徒等のうち学校教育法施行	会長1人、副会長1人	7人以内	(1) 医療の関係者	2年

援委員会	令(昭和28年政令第340号)第5条第1項に規定する視覚障害者等その他の心身に障害のあるものの就学に関し必要な事項について調査審議を行うこと。	及びこれら以外の委員	(2) 特別支援教育の関係者 (3) 福祉の関係者 (4) 識見を有する者	
鴨川市学校適正規模等検討委員会	教育委員会の諮問に応じ、小学校、中学校及び認定こども園の適正規模及び適正配置に関する事項について調査審議を行うこと。	委員長1人、副委員長1人及びこれら以外の委員	16人以内 (1) 学校教育の関係者 (2) 児童福祉の関係者 (3) 識見を有する者	委嘱の日から諮問に係る調査審議が終了するまで
鴨川地区統合小学校整備検討委員会	教育委員会の諮問に応じ、鴨川地区(鴨川小学校、東条小学校、西条小学校及び田原小学校の通学区域をいう。)の統合小学校の整備に関する事項について調査審議を行うこと。	委員長1人、副委員長1人及びこれら以外の委員	12人以内 (1) 学校教育の関係者 (2) 識見を有する者	委嘱の日から諮問に係る調査審議が終了するまで
鴨川市学校給食センター運営委員会	教育委員会の諮問に応じ、学校給食センターの運営に関する事項について調査審議を行うこと。	会長1人、副会長1人及びこれら以外の委員	7人以内 (1) 給食を受ける小学校及び中学校のPTAが推薦する者 (2) 識見を有する者	2年
鴨川市文化施設運営協議会	教育委員会の諮問に応じ、文化施設(鴨川市郷土資料館、鴨川市文化財センター及び鴨川市民ギャラリーをいう。以下この欄において同じ。)の管理及び運営に関する事並びに文化施設における事業の実施及び	会長1人、副会長1人及びこれら以外の委員	7人以内 識見を有する者	2年

	奨励に関することその他文化施設の振興に関することについて調査審議を行うこと。				
鴨川市図書館協議会	図書館法(昭和25年法律第118号)第14条第2項の規定に基づき、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べること。	会長1人、副会長1人及びこれら以外の委員	6人以内	(1) 学校教育の関係者 (2) 社会教育の関係者 (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者 (4) 学識経験を有する者	2年
鴨川市教育委員会指定管理者選定委員会	教育委員会の諮問に応じ、教育委員会が定める公の施設の指定管理者の候補者について調査審議を行うこと。	会長1人、副会長1人及びこれら以外の委員	5人	(1) 調査審議を行う公の施設に関し識見を有する者 3人 (2) 教育委員会が指定する職員又は関係行政機関の職員 2人	委嘱又は任命の日から諮問に係る調査審議が終了するまで